

(写)

令和7年10月20日

静岡労働局長
國分 一行 殿

静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年8月26日付け静労発基0826第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部分品製造業、航空機・同附属品製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

　ロ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務

　ハ 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務

　ニ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,133円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月21日